

公示番号：19a00327

国名：パプアニューギニア

担当部署：社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ 第一チーム

案件名：道路整備能力強化プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査  
(道路整備能力強化)

### 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：道路整備能力強化

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2019年9月中旬から2019年12月下旬まで

(2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.87M/M、合計 1.37M/M

(3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間  
5日 26日 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：8月21日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA  
について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等  
契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独  
型) 公示にかかる競争手続き)

([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf))  
をご覧ください。なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃  
止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご  
留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ  
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年9月9  
日(月)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針

16点

②業務実施上のバックアップ体制等

4点

(2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
	(計100点)

類似業務	道路整備技術協力に係る各種業務
対象国／類似地域	パプアニューギニア／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

パプアニューギニア（PNG）は、中央に3,000~4,000m級の山脈が東西に連なり国土を分断し、高山以外は深い熱帯雨林に覆われている。このような険しい地形条件により、幹線道路網にも多くのミッシングリンクがある。その結果、地域間の人の移動を困難にしているだけでなく、農産物の消費地への輸送や住民の公共サービスへのアクセスが阻害され、国内経済の発展を妨げる大きな要因の一つになっている。

公共事業省（Department of Works: DoW）が管轄している国道の総延長は9,500kmである。道路舗装率は22%にとどまり、残りは未舗装となっている。これらの未舗装道路の機能を維持するためには、日常的な整備・維持管理が重要である。その作業は植生除去、排水路の清掃などの軽作業と、路面の修復のための不陸整正、散逸する砂利の追加などの重作業に分類される。前者の軽作業は人力施工が主体となるが、後者はモーターグレーダー等の重機を必要とし、DoWの管轄になっている。DoWはそれらの作業を民間業者が殆どいない地域のため直営で建設機材課（Plant and Transport Division: PTD）が実施している。しかしPTDが保有する機材の不足や老朽化及び職員の能力不足という問題を抱えている。その結果、適切に維持管理されている未舗装道路はその1割程度となっており、残る道路の適切な維持管理が大きな課題となっている。

また、PNGでは地滑り、洪水等の自然災害が多発し、幹線道路を含めて頻繁に道路が寸断されている。その復旧作業もDoWの担当になるが、前述の理由で迅速な対応が出来ず、長期間に亘って幹線道路が閉鎖されることが起きている。更に、地方では建設機材を持つ民間企業が限られていることから新たな道路建設においてもPTDへの期待は大きい。

PTD保有機材の不足・老朽化に対して、適切な維持管理がその費用確保と合わせて課題となっている。また、今年度ノンプロ無償で建機が調達されることが決まっており、これらの建機が今後対象州にも配置される可能性がある中で、現在、今後配置される建機を用いて、それらの運転、整備の実習と実際維持管理業務を行うPTD職員の能力強化が課題となっている。

我が国は、2013年から2017年まで実施した「道路整備能力強化プロジェクト」を

実施しており、その成果が PNG 側に高く評価されていることから、今般、新たに 5 州（マダン州、ウエストセピック州、西部州、南ハイランド州、東ニューブリテン州）において同様の技術移転を実施することが我が国に対して要請された。これを受けて、JICA は PNG 政府からの協力要請の背景、内容を確認し、本プロジェクトの事前評価を行うと共に、実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析・評価することを目的として本詳細計画策定調査を実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野にかかる協力計画策定のための必要な調査を行う。

なお、本調査では、現地調査期間中（JICA 職員現地到着時）に JICA 職員等に対し中間報告を行い、本体プロジェクトの方向性について協議を行う。

具体的担当事項は、次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2019年9月中旬～9月下旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ②担当分野に係る調査項目の整理、調査工程・手法の検討を行い、詳細計画策定調査対処方針（案）、パプアニューギニア側関係機関に対するインセプションレポート（説明資料）（案）（英文）及び質問票（案）（英文）を作成する。なお、質問票は JICA パプアニューギニア事務所を通じて事前配布を行う。
- ③担当分野について、他の調査団員と協力し詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
- ④PDM（Project Design Matrix）（案）（和文・英文）、PO（Plan of Operations）（案）（英文）、R/D（Record of Discussions）（案）（英文）、M/M（Minutes of Meetings）（案）（英文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ⑤「道路整備機械研修」および「評価分析」団員が②及び④で作成する資料と本業務従事者が作成する資料のとりまとめを行う。
- ⑥対処方針会議等の事前打合せに参加する。

### （2）現地業務期間（2019年9月下旬～10月下旬）

- ① JICA パプアニューギニア事務所との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② パプアニューギニア側関係機関等との協議及び現地踏査を通じ、現状把握と課題の整理を行う。特に、プロジェクトの投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標、貢献、阻害要因に関わる事項は洗い出しておく。調査すべき項目についてはプロポーザルにて提案する。また JICA パプアニューギニア事務所を通じて予め配布した質問票の回収に協力し、分析した上で結果を団内で共有する。
- ③ 調査結果を踏まえ、他の調査団員とも協力しながら担当分野におけるプロジェクトの内容を検討する。
- ④ 担当分野について上記の検討結果を中間報告（和文）として取りまとめ、JICA

職員等に説明（中間報告）する。

- ⑤ JICA職員等とともにパプアニューギニア側関係機関との現地協議に参加し、PDM（案）、PO（案）、M/M（案）、R/D（案）の作成に協力する。
  - ⑥ 担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成し、資料収集リストの取りまとめ作業に協力する。
  - ⑦ 担当分野に関する現地調査結果をJICAパプアニューギニア事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2019年10月下旬～11月下旬）
- ① 担当分野に係る質問票への回答、現地調査結果の整理を行う。
  - ② 担当分野に係るプロジェクトへの提言・助言（実施手法、規模、留意点等）を行う。
  - ③ PDM（案：和・英文）、PO（案：英文）、R/D（案：英文）、事業事前評価表（案：和文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
  - ④ 帰国報告会、国内打合せに参加し、担当分野に係る結果報告を行う。
  - ⑤ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおりです。

### (1) 業務完了報告書

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、2019年11月29日までに電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

#### 1) 航空経路

航空経路は、日本→マニラ→ポートモレスビー→マニラ→日本を標準とします。

#### 2) 宿泊料

現地業務期間の宿泊は、首都ポートモレスビー及び地方で計24泊を想定しています。パプアニューギニアではJICAの安全基準を満たす宿泊施設が限られ、かつそれらの宿泊料が高ことから、調整単価を設定しています。宿泊料の積算にあたっては、ポートモレスビーの宿泊単価に基づき、27,300円／泊として計上して下さい。契約交渉にて地方出張先を確定し、見積書を再提出していただくことを想定しています。

なお、前述の調整単価は、物価変動及び為替レートの変動により、契約途中で見直される可能性があります。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は2019年9月下旬～10月下旬を予定していますが、現地調査に同行を予定しているJICA職員等のスケジュールにより、期間が変更となる可能性があります。

また本業務従事者は、JICA職員に約2週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者および他のコンサルタント団員のみで現地調査を行う期間があります。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 道路整備能力強化 (本コンサルタント)

エ) 道路整備機材 (JICAが別途契約するコンサルタント)

オ) 評価分析 (JICAが別途契約するコンサルタント)

#### ③便宜供与内容

JICAパプアニューギニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎 あり

イ) 宿舎手配 あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両および国内線航空券の手配・提供

エ) 通訳傭上 なし

オ) 現地日程のアレンジ

想定される現地調査先について、受注後の初回打合せにて提示願いま

す。必要に応じて、パプアニューギニア政府機関とのアポイント取り付けをJICAが支援します。

カ) 執務スペースの提供 なし

### (2) 参考資料

①本業務に関連する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「道路アセットマネジメント人材育成計画に関する基礎情報収集・確認調査報告書」(2019年4月) <https://libopac.jica.go.jp/images/report/12340188.pdf>

②本契約に関する以下の資料を当機構にて配布します。配布を希望される方は、ア) およびイ) については、社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム福田(TEL: 03-5226-8146)までご連絡ください。またウ) については、調達部契約第一課代表アドレス ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp))宛に、下記のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「本プロジェクトの要請書」PDF
- イ) 提供資料：「パプアニューギニア国道路整備能力強化プロジェクト業務完了報告書（第4年次）」PDF
- ウ) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」  
提供依頼メール：  
・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」  
・本文：以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAパプアニューギニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上